○国土交通省告示第三百三十三号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十一月一日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ－2814	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＤＢＡ－ＮＺＥ161－ＮＺＦＥ43	トヨタ　ＤＢＡ－ＮＺＥ161（無段自動変速機）	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第三百三十四号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十一月八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ－2819	一酸化炭素等発散防止装置　トヨタ　ＱＤＦ－ＧＤＨ201Ｖ－ＧＤ－ＦＴＶ	トヨタ　ＱＤＦ－ＧＤＨ201Ｖ、トヨタ　ＱＤＦ－ＧＤＨ201Ｋ、トヨタ　ＱＤＦ－ＧＤＨ211Ｋ、トヨタ　ＱＤＦ－ＧＤＨ221Ｋ、トヨタ　ＱＤＦ－ＧＤＨ206Ｖ、トヨタ　ＱＤＦ－ＧＤＨ206Ｋ、トヨタ　ＱＤＦ－ＧＤＨ226Ｋ、トヨタ　ＱＤＦ－ＧＤＨ223Ｂ	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第三百三十五号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十一月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自ＴＤⅡ－83	運行記録計　ドライブレコーダー　ＤＲＨＶ－5100	なし	株式会社レゾナント・システムズ　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４－34－26鶴見千代田ビル

○国土交通省告示第三百三十六号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十一月九日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自ＴＤⅡ－81	運行記録計　ＭＯＶＯ Ｈｕｂ　ＤＵＫＳ－Ｃ01	なし	ダックス株式会社　鳥取県米子市両三柳309
自ＴＤⅡ－82	運行記録計　ＭＯＶＯ Ｈｕｂ　ＤＵＫＳ－Ｃ01.5	〃	〃

○国土交通省告示第三百三十七号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十一月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ－2804	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＣＢＡＭＫ10ＣＴ２	スズキ　ＣＢＡ－ＷＢ42Ｓ（ターボ仕様）	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第三百三十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十一月十日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ－2803	一酸化炭素等発散防止装置　スズキ　ＤＡＡＭＫ10ＣＴ１	スズキ　ＤＡＡ－ＭＮ71Ｓ（ターボ仕様）	スズキ株式会社　静岡県浜松市南区高塚町300番地

○国土交通省告示第三百三十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十一月十五日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ－2821	一酸化炭素等発散防止装置　レクサス　ＤＢＡ－２ＧＲＦＫＳ３	レクサス　ＤＢＡ－ＧＳＣ10	トヨタ自動車株式会社　愛知県豊田市トヨタ町１番地

○国土交通省告示第三百四十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十一月二十二日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるとができる自動車の範囲（車名及び型式、＊は、当該自動車の仕様を区分する記号が付される場合がある。）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ－2822	一酸化炭素等発散防止装置　日野　Ｊ05Ｅ－ＵＵＡ	日野　２＊Ｇ－ＨＸ９Ｊ　＊＊＊	日野自動車株式会社　東京都日野市日野台３丁目１番地１

○国土交通省告示第三百四十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条の三第一項の規定により、平成二十九年十二月八日次のとおり自動車の装置をその型式について指定した。

平成三十年三月五日　国土交通大臣　石井　啓一

型式指定番号	特定装置の種類、名称及び型式	特定装置を取り付けるとができる自動車の範囲（車名及び型式）	製作者等の氏名又は名称及び住所
自Ｇ－2816	一酸化炭素等発散防止装置　ニッサン　ＤＡＡ－ＨＲ12－ＥＭ57－７Ｃ27Ａ	ニッサン　ＤＡＡ－ＨＣ27、ニッサン　ＤＡＡ－ＨＦＣ27	日産自動車株式会社　神奈川県横浜市神奈川区宝町２番地